

令和3年（2021年）3月15日

通所系障害福祉サービス事業者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合の対応について（依頼）

日頃から、感染予防に配慮しながらの事業所運営にご尽力いただいております。誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの市内での感染者数は一時期に比べ減少していますが、依然として十分な注意が必要です。昨年末からのいわゆる「第3波」においては、家庭内での感染が発生することにより同居の家族が濃厚接触者となる事例が多く確認されました。

つきましては、今後ともサービス利用者が濃厚接触者となるケースも想定されますので、各事業所におかれましてはあらためて下記事項についてご確認のうえ、利用者にも周知していただくなど、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者とは

一般的に、感染者と至近距離で一定時間以上をともに過ごした人のうち、感染の可能性があると判断される人です。

濃厚接触者にあたるか否かについては、保健所がご本人から感染者との接触状況についてお話を聞きながら、総合的に判断のうえ決定します。

2 濃厚接触者になったら

保健所から、感染者と最後に接触した日の翌日から14日間の自宅待機（健康観察期間）が要請されます。

健康観察期間中は、他の人に感染させる恐れがあるため、不要不急の外出を控えていただくこととなります。

（参考）厚生労働省の下記マニュアルもぜひご参照ください。

「通所系障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

掲載先 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課指導監査第3係 TEL 822-8411